

看護職員短時間勤務制度導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内医療機関に従事する看護職員の勤務環境を改善し、看護職員の確保・定着を図るため、医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者(以下、「補助事業者」という。)が実施する看護職員短時間勤務制度導入事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及び補助率)

第2条 前条に掲げる看護職員短時間勤務制度導入事業に係る補助対象経費及び交付額の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第1欄に定める対象経費の実支出額と同表第2欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を交付額とする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付条件)

第4条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する対象経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目間において、いずれかの低い額の20%以内を増減させる場合または補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込のない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第5条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いとすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとするときには、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第7条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第6号)により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表

1 対象経費	2 基準額	3 補助率
<p>次の(1)及び(2)を対象経費とする。</p> <p>(1) 看護職員に係る短時間勤務正規職員制度の導入に必要な就業規則等の改定等に要する経費</p> <p>ただし、社会保険労務士等への相談等に要する経費に限ることとする。</p> <p>また、(1)の経費に係る補助金の交付は、短時間勤務正規職員制度を新たに導入した病院に対し、1病院につき通算で1回までとする。</p> <p>(2) 看護職員に係る短時間勤務正規職員制度の導入に伴い、短時間勤務正規職員を新たに雇用することによる人件費の増加分</p> <p>ただし、短時間勤務正規職員制度の導入年度に採用した短時間勤務正規職員について、採用から12ヶ月が経過するまでの間の経費に限る。</p> <p>また、対象とする短時間勤務正規職員は4人を上限とする。</p>	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額</p> <p>(1) 看護職員に係る短時間勤務正規職員制度の導入に必要な就業規則等の改定等に要する経費</p> <p style="text-align: right;">300千円</p> <p>(2) 看護職員に係る短時間勤務正規職員制度の導入に伴い、短時間勤務正規職員を新たに雇用することによる人件費の増加分</p> <p style="text-align: right;">1人1月あたり83千円</p>	<p>2分の1</p>